

成田市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

成田市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心や健康づくりに関すること。
- (2) 結婚・出産・子育て支援に関すること。
- (3) 産業・観光振興及び地域経済の支援に関すること。
- (4) 交流人口の拡大・環境保全に関すること。
- (5) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

3 甲と乙は、第1項において連携して取り組むこととした事項について、その具体的な取組方法や役割等に関し、別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面による申し出を行わない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月24日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市

成田市長 水泉一成

乙 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1
明治安田生命保険相互会社

執行役員 千葉本部長

岡田寛正